官庁報告

国家試験

平成26年司法試験の試験場

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、平成26年５月14日、15日、17日及び18日に施行する平成26年司法試験の試験場について、次のとおり公告する。

平成26年１月30日

司法試験委員会委員長　山口　厚

（試験地）	（試験場）
札幌市	北海道経済センター（札幌市中央区北１条西２）
仙台市	仙台卸商センター　産業見本市会館サンフェスタ（仙台市若林区卸町２―15―２）
東京都	サンシャインシティ　コンベンションセンターＴＯＫＹＯ（東京都豊島区東池袋３―１　文化会館） ＴＯＣ（東京都品川区西五反田７―22―17　ＴＯＣビル13階） ＴＯＣ有明（東京都江東区有明３―５―７）
名古屋市	東京都立産業貿易センター浜松町館（東京都港区海岸１―７―８） 愛知県体育館（名古屋市中区二の丸１―１）
大阪市	大阪商工会議所（大阪市中央区本町橋２―８） マイドームおおさか（大阪市中央区本町橋２―５）
広島市	広島県立広島産業会館（広島市南区比治山本町16―31　西展示館）
福岡市	南近代ビル（福岡市博多区博多駅南４―２―10）

平成二十六年度自動車整備士技能検定試験の実施について

平成二十六年度自動車整備士技能検定試験の実施について、自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第五条第三項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十六年一月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　平成二十六年度技能検定

一　学科試験及び実技試験を行う自動車整備士の技能検定（以下「技能検定」という。）の種類

二級自動車シャシ整備士

二　学科試験及び実技試験の施行期日

イ　学科試験　平成二十六年七月二十三日（水）

ロ　実技試験　平成二十六年九月七日（日）

三　技能検定の申請の受付期間

平成二十六年五月一日（木）から平成二十六年五月九日（金）まで

2　申請書の提出場所等

一　申請書の提出場所

申請書は、最寄りの神戸運輸監理部兵庫陸運部、運輸支局又は沖縄総合事務局陸運事務所に提出すること。

二　技能検定に係る学科試験及び実技試験を行う試験地等

イ　学科試験の実施地　各地方運輸局及び沖縄総合事務局が指定する都道府県

ロ　実技試験の実施地　各地方運輸局及び沖縄総合事務局が指定する都道府県

注　学科試験及び実技試験の実施地は受験者数により変更することがある。

技能検定に係る学科試験及び実技試験を行う場所その他必要な事項は、学科試験及び実技試験についてそれぞれその施行期日の二十日前までに地方運輸局、沖縄総合事務局、神戸運輸監理部、神戸運輸監理部兵庫陸運部、運輸支局及び沖縄総合事務局陸運事務所に掲示する。

3　その他

学科試験及び実技試験の全部が免除される者についての技能検定の申請受付は、１に掲げる技能検定の申請の受付期間以外にも実施する。

なお、申請の方法その他技能検定に関する問い合わせについては、最寄りの地方運輸局、沖縄総合事務局、神戸運輸監理部兵庫陸運部、運輸支局又は沖縄総合事務局陸運事務所あて行うこと。

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十六年一月三十日

関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名　佐野瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十六年二月二十日　午後二時から

三　場所　佐野市文化会館　二〇六号室（栃木県佐野市浅沼町五百八番地五）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎１号館）及び佐野瓦斯株式会社（栃木県佐野市久保町二百四十三）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「佐野瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年二月六日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎１号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「佐野瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年二月六日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎１号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住所

（電話番号）

職業

佐野瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。